5 景観協定

景観協定は、景観法第81条で定められた制度であり、地域の魅力的な景観の形成に関して、 権利者の同意に基づき締結するルールに法的な実効性と承継効を持たせ、市民主体による良好な景観形成を促進する制度です。

また、本市では、府中市景観条例第14条において、市民による景観協定の締結手続等について定めています。

これまで、市内では、旧府中市都市景観条例に基づく「都市景観協定」の締結地区が7地区、 景観法の規定に基づく「景観協定」の締結地区が17地区の合計24地区(令和4年3月末時 点)において、景観協定が締結されています。

■ 本市における景観協定の締結実績

地区名称		決定年月日	認可年月日
旧府中市都市景観条例の規定に基づき締結した都市景観協定			
1	小田急コートアベニュー府中町都市景観協定	_	H11. 9. 20
2	エルフィールド都市景観協定	_	H13. 3. 15
3	ハートフルタウン白糸台都市景観協定	_	H15. 1. 21
4	パークサイド郷土の森都市景観協定	_	H15. 10. 15
5	ハートフルタウン府中浅間町都市景観協定	_	H15. 10. 15
6	コスモアベニュー府中武蔵野台都市景観協定	_	H18. 2. 17
7	プラウドシーズン府中武蔵野都市景観協定	_	H18. 4. 11
景観法の規定に基づき締結した景観協定			
1	コスモアベニュー府中幸町景観協定	H20.8.7	H20. 9. 24
2	コスモアベニュー府中浅間町景観協定	H20. 8. 7	H20. 9. 24
3	府中インテリジェントパーク景観協定	H21. 1. 30	H21. 10. 21
4	コモンステージ武蔵府中(杜季の街)景観協定	H21. 9. 17	H21. 10. 21
5	プラウド府中天神町エアリーレジデンス景観協定	H24. 1. 19	H24. 3. 1
6	プラウド府中天神町ブライトレジデンス景観協定	H24. 1. 19	H24. 3. 1
7	プラウド府中天神町カームレジデンス景観協定	H24. 1. 19	H24. 3. 1
8	ザ・ミレニアムフォート府中御殿坂景観協定	H24. 1. 23	H24. 3. 1
9	ソーラータウン府中美好町景観協定	H24. 7. 17	H24. 9. 19
1 0	プラウド府中宮西町マークス景観協定	H25. 5. 23	H25. 6. 27
1 1	府中四谷五丁目地区景観協定	H25. 7. 23	H25. 9. 25
1 2	府中白糸台三丁目地区景観協定	H27. 6. 1	H27. 8. 24
1 3	セキュレア武蔵府中なごみプレイス景観協定	R2. 6. 30	R2. 8. 3
1 4	セキュレア武蔵府中ひかりテラス景観協定	R2. 10. 12	R3. 2. 18
1 5	府中南町三丁目地区景観協定	R2. 11. 27	R3. 3. 4
1 6	府中是政二丁目地区景観協定	R3. 11. 30	R4. 1. 28
1 7	府中若松町二丁目地区景観協定	R4. 1. 11	R4. 3. 18

(1) 景観協定の目的

景観は、多種多様な要素から構成され、例えば、建築物又は工作物の形態や材質等のハード的な内容から、建築物等の色彩、敷地の植栽、路上施設やショーウインドウの管理、空き地の整備など、ソフト的な内容まで幅広く含んでいます。このことから、良好な景観を形成するため、一般的な基準を超えて地域の市民が主体的に地域の実情に応じたきめ細かな取決

② 景観協定で定められる内容

景観協定においては、次に示す事項について定めることができます。

景観協定に定めることができる内容 地区計画 建築協定 ・建物等の用途 建物等の形態、色彩、意匠 ・建築物の構造 ・建物等の敷地面積又は建築面積 ・建築物の材料 ・建物等の容積率 ・建築設備に関する基準 ・建物等の建ペい率 ・建物等の位置の制限 ・建築物等の高さ ・壁面後退区域における工作物の設置 緑地協定 ・建築物の緑化率 樹木等の種類 ・垣又は柵の構造 ・樹木等を保全又は植栽する場所 ・樹木等の管理に関する事項

- ・工作物の位置、規模、構造、用途又は形態意匠
- ・屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置
- ・農用地の保全又は利用に関する事項
- ・その他良好な景観の形成に関する事項 (例)
 - ・建築物に附属しない駐車場や空き地に関する事項
 - ・照明やライトアップ、イルミネーションに関する事項
 - ・店舗用ショーウインドウやシャッターのデザインに関する事項
 - ・清掃、美化活動に関する事項
 - ・壁面後退空間の利用に関する事項